



豊山町結婚新生活支援事業 新婚さんの新生活を応援します！

新婚世帯の新居の住居費・引越し費用の補助を行います
豊山町で素敵な新婚生活を送りませんか？

★対象となる世帯

次の①～⑥のすべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である世帯
- ③ 令和4年中の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯
- ④ 補助の対象となる住居が豊山町内にあり、その住居に夫婦ともに住民票があること。
- ⑤ 過去にこの制度による補助を受けていないこと。
- ⑥ 町税などの滞納をしていないこと。

★補助額

29歳以下の夫婦の上限額：1世帯あたり60万円

39歳以下の夫婦の上限額：1世帯あたり30万円

★対象となる経費

【住居費】物件の取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

【引越し費用】引越し業者や運送業者への支払い

★備考

予定している金額に達した場合は受付を終了します。

ご検討の方は一度、問合せください。

※ 申請に必要な書類は裏面を参照ください



問合せ先

豊山町役場子ども応援課子ども応援グループ

電話 0568-28-0936

FAX 0568-28-2870

メール kodomo@town.toyoyama.lg.jp



K i k o t t o



Android版



iPhone版



web版

豊山町結婚新生活支援事業費補助金 申請に必要な書類

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(原本)
※ 婚姻日：前年度の3月1日から申請日の属する年度の3月31日までの間
- (2) 夫婦の直近の所得証明書（前年度の1月2日以降に転入した場合のみ）
※ 申請時点で無職の場合でも所得証明書が必要になります
- (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居を新築し、又は購入した場合）
- (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居を賃借した場合）
※ 住居費及び引越費用の合計額は、申請日の属する年度の前年度の1月1日以後に支払義務が生じたもので、支払が完了しているものとする。ただし、当該住居費は、当該申請日において現に居住している住居に係る費用（他の事業に供する部分の費用を除く。）に限る。
- (5) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居を賃借した場合）
※ 勤務先から住宅手当を支給されている場合
- (6) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (7) 貸与型奨学金を返済したことが分かるもの（第3条第3号イに該当する場合※）
※ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類